

sample

◎ 軽自動車税について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。また、自動車税と異なり、月割課税制度はありません。したがって、4月2日以降に廃車または名義変更をされても、今年度は全額課税されます。

◎ 軽自動車税の減免について

○主な減免要件

- ①障害者の方またはその方と同居の家族の方が所有及び運転し、障害者のために使用する車両。
 - ②障害者の方のみで生活する世帯の障害者が所有し、その方を常時介護する方が障害者のために使用する車両。
 - ③障害者の方のための特別な構造をもつ車両。
- ※①及び②については、営業用車両を除く。
減免を受けようとする場合は、受付期間内(4月1日～6月1日)に申請が必要です。
なお、受付期間内に申請されなかった方については、今年度における減免の受付は一切できませんのでご注意ください。
詳しくは主税課までお問い合わせください。

◎ 登録した車両に異動が生じた場合

登録した車両に譲渡、廃車、住所変更等の異動がありましたら、すみやかに下記の場所ですべての手続きをしてください。手続きをされないと、軽自動車税が引き続き課税されることとなります。なお、手続きはできる限り所有者自身が行ってください。代行者に依頼したときは、手続き完了の確認をしてください。

車種	申告場所
原動機付自転車 小型特殊自動車	姫路市主税課または各地域事務所 電話 050-1784-4560
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	姫路または住所地の運輸支局・自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2067
被けん引自動車 三輪・四輪の軽自動車	姫路または住所地の軽自動車検査協会 電話 050-3816-1848

◎ 軽自動車税の口座振替(自動払込)の注意事項

- 1 表面の納税義務者名義の課税対象の全車両(新たに取得された車両含む)にかかる軽自動車税が表面のご指定口座から振替(自動払込)されます。
- 2 翌年度より振替口座の変更をご希望の場合は、変更する金融機関または、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口へ口座振替依頼書(自動払込利用申込書)を提出してください。口座振替依頼書は姫路市内の金融機関・郵便局に備え付けてあります。姫路市外の店舗でお手続きされる場合は、納税課(電話:079-221-2295)へご連絡ください。

◎ 「納税証明書(継続検査用)」の送付終了について

口座振替(自動払込)後に送付しておりました「納税証明書(継続検査用)」は令和7年度をもって送付を終了しました。
※軽自動車の継続検査(車検)窓口において軽自動車税の納税状況をオンラインで確認できるため、「納税証明書(継続検査用)」の提示は原則不要です。万が一、継続検査の際に納税証明書の提示が必要な場合は、主税課窓口等で取得してください。取得方法は主税課へお問い合わせいただくか、姫路市ホームページをご覧ください。



◎ 税率について(年額)

車種区分	税率	
原動機付自転車	排気量50cc以下	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	2,000円
	排気量125cc以下かつ最大出力4.0kW以下	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	2,400円
ミニカー	3,700円	
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業車	2,400円
	その他作業車	5,900円

車種区分	新規検査年月日		重課対象 (13年経過車)*	
	平成27年3月31日以前	平成27年4月1日以降		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪	乗用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	4,000円	5,000円	6,000円
		3,000円	3,800円	4,500円

*最初の新規検査が平成25年3月以前のものについて、適用されます。

◎ 三輪及び四輪の軽自動車グリーン化特例(軽課)

車種区分	軽課(令和7年度に新規検査を受けたものについて、令和8年度のみ適用)		
	75%軽減	50%軽減	
三輪	1,000円	2,000円	
	乗用	2,700円	—
四輪	乗用	1,800円	3,500円
	貨物用	1,300円	—
		1,000円	—

75%軽減 電気自動車・天然ガス自動車
50%軽減 営業用乗用車:令和12年度燃費基準90%達成+令和2年度燃費基準達成車

※電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制窒素酸化物10%以上低減達成車に限ります。

1. 課税の根拠

軽自動車税は、地方税法第443条及び444条並びに姫路市市税条例第65条及び65条の2の規定により賦課されます。

2. 審査請求及び処分の取消しの訴え

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとられた日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して文書で審査請求することができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に姫路市(代表者:姫路市長)を被告として提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過したときは、提起することができません。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求を行った日から3ヶ月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも提起することができます。

3. 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセントを上限とした地方税法で定める割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントを上限とした地方税法で定める割合)を乗じて計算した金額の延滞金が徴収されます。

4. 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

5. 納期

本納税通知書に記載している通知年月日から納期限まで。

